

会 議 録

承認									
会 長	信貴委員	下村委員							
10/25	10/29	11/8							
《開催日時・場所》			令和6年9月26日（木曜日）10：00～12：00 岸和田市役所新館4階 第一委員会室						
《名 称》 令和6年度 第2回岸和田市都市計画審議会									
《出席者》 (審議会委員出欠状況)									
赤坂	石田	井舎	伊勢	大原	奥	木岡	笹倉	信貴	下村
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白出	高比良	所	中岡	濱田	馬場	久	松井	湊口	
○	○	○	○	○	×	○	○	×	
(委員 19名中、17名出席)									
事務局：幹 事：奥野まちづくり推進部長、越智都市計画課長、田中企画課長、生嶋建設指導課長 書 記：都市計画課：鎌苅担当主幹、十倉担当長、畑谷、頓花 関係部課：まちづくり推進部：田中理事 交通まちづくり課：秦課長、澁谷担当長、笹本、田中									
《傍聴者》 2名									
《概 要》									
■報告事項（令和6年度諮問予定案件） <ol style="list-style-type: none"> 1. 立地適正化計画の策定について 2. 市街化調整区域における地区計画のガイドライン見直しについて （令和7年度諮問予定案件）									
<ol style="list-style-type: none"> 3. 第9回線引き見直しについて 									
■その他									
《内 容》									
■岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について									
（久会長） ・令和6年度第2回都市計画審議会の会議録承認者として信貴委員と下村委員の2名を指名。									
■報告事項									
<ol style="list-style-type: none"> 1. 立地適正化計画の策定について 立地適正化計画の策定について、交通まちづくり課より説明。									
【質疑の概要】									
（久会長） ・様々な観点があったが、少し補足説明させていただく。本日の説明でもあったように、3戸以上の新築及び開発行為に関して届出の対象となる。通常の個人住宅に関しては通常通りの手続きになる。									
・資料1の17ページが一番わかりやすいと思う。都市機能誘導区域と誘導施設の関									

係性があるが、市民説明会で少し誤解をされている意見もあったが、まず都市機能誘導区域の施設の名前が重要になってくる。

・誘導施設に上がっていない施設は届け出対象にならないので、都市計画法、建築基準法に基づく、建築行為を自由に行う事ができる。

・今回コンビニが入っていないので、通常通り建築することができる。前回から変わった点で行くと、金融機関が誘導施設から抜かれたので、届出の必要がなく通常通り建築することができる。

・逆に名前が挙がっている施設に関しては、都市機能誘導区域外であっても、建築をする場合は 30 日前までの届出が必要になってくる。

・誘導施設の場合は、廃止する場合も 30 日前までの届出が必要になるので、施設を維持していく方策にも使える。そういう観点で、誘導施設と都市機能誘導区域の表が妥当かどうかを見ていただきたいと思う。

・誘導施設の大半が、公共施設になっているが、商業機能、産業機能及び医療機能が民間対象になるかと思う。

(井舎委員) ・説明用に使われていたスライドの「拠点毎の誘導施設(案)」は手持ち資料と少し違うものになるが、後でいただくことはできるか。

(交通まちづくり課田中担当) ・前回の資料になる。金融機関を抜かせていただいたため、その説明用として今回あげさせていただいた。

(井舎委員) ・わかりました。

・資料の 17 ページの誘導施設に、教育・文化機能に図書館の本館があるが、行政機能である市民センターに図書館の分館があるので、付け加えた方がいいのでは。

(交通まちづくり課渋谷担当) ・市民センターに関しては、行政機能というところと図書館が併設されているところが非常に多いので、複合的な機能の位置づけとして市民センターと記載している。

・図書館分館は市民センターという位置づけでカバーできていると考えている。

(久会長) ・井舎委員のご指摘は、教育・文化機能の中に図書館分館を入れることで意識しているというアピールになるという事なので、その辺は PR のやり方の話かなと思うので検討いただければと思う。

(笹倉委員) ・前日も質問させていただいたが、資料 12 ページの居住誘導区域の届出制度に関する事で、今現在岸和田市では 500 m²を超えると開発行為になり、それ以下でも 3 戸であれば、建築基準法 43 条にかかる案件も事前協議や要綱協議をさせていただいている。

・それ以外に届出をする意味はあるのか。ただ単に届け出をすればいいのか。宅建業者として気になっている方もたくさんいるので教えていただきたい。

(交通まちづくり課渋谷担当) ・届出制度に関しては、都市再生特別措置法に則って必要になってくる。委員が言うように、500 m²を超えると開発行為になり、事前協議等今でも手間は十分かかるが、それとは別にもうひと手間加えることで緩やかに誘導していくという事になる。

(久会長) ・今立地適正化計画を作成しているので、市がどのような方針で、どこに誘導していくか宣言するという意味合いかと思う。

・事前協議等は 30 日前から始まっているので、手続き的には大きく変わらないという判断で大丈夫かと思う。

(笹倉委員) ・今の話で行くと、コンパクトシティではないが、立地適正化計画に基づいてある程度促していき、それ以外の場所は一定こういった要件がかかってくるといった形で答えてもいいのか。あくまでも緩やかでいいのか。

- (久会長) ・それで結構かと思う。
・11 枚目にスライドにため池を抜いたという話があったが、ここはある意味宣言したなと思う。
・今までため池が手放され、埋め立てられて住宅開発が入るパターンがあるが、今回このため池を居住誘導区域から抜いたことは、できればため池はため池のまま置いといてくださいという宣言かなという風にとらえた。
・そういう意味では今までの市全域の規制の考え方とは違う考え方も入っているのかなと理解できる。
- (所委員) ・資料 38 ページで駅全部に誘導施策をかけるイメージにされているが、実際に都市機能誘導区域に設定するのは資料 19 ページの赤色に囲われたエリアだけになるのか。和泉大宮駅が入っていないのは、都市機能誘導はあえてしないという事の意味表示としてとらえて良いのか。
・資料 38 ページでは色が塗られているのに、都市機能誘導区域に入っていないので、住居地域等の設定を見ていると、積極的に入れたくないのかなと曖昧に思えた。
- (交通まちづくり課長) ・都市計画マスタープラン等で位置付けられている蛸地蔵駅は岸和田駅周辺に含まれますが、和泉大宮駅は拠点に位置付けられているため、描かせていただいている。ただ、都市機能誘導区域の設定においては、誘導施設の有無が重要になってくるため、誘導施設が設定されていない和泉大宮駅及び蛸地蔵駅は都市機能誘導区域に含まれない。
- (久会長) ・ズバリ必要性がなくなったという事になる。金融機関が、誘導施設から除外され、蛸地蔵駅及び和泉大宮駅に誘導する施設の指定がなくなったため、誘導区域にする必要がなくなったと理解していただければと思う。
- (高比良委員) ・コンパクトシティ自体が失敗だと思うが、今回の立地適正化計画では、コンパクトシティで何が失敗でどのように改善し、どれくらい実行力があると考えているか。届出制度だけでは非常に弱いと感じる。
- (交通まちづくり課長) ・岸和田市は将来的にも一定人口密度は維持できるという想定している。そういったことから今回制度の趣旨に則り居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定しているが、方針として今住んでいる人や新たに移住してきた人が長く岸和田市に住み続けたいと思う人が増えるまちづくりを考えているため、極端な誘導をするのではなく緩やかな誘導を考えている。
- (高比良委員) ・極端な誘導をしないのであれば、この計画は意味があるのか。
・交通網に路線バスが入っているが、居住誘導区域外の山手の地域も入ってくるが、相川や塔原などは残しておくという事ですね。
- (交通まちづくり課長) ・この立地適正化計画の居住誘導区域を市街化区域内で設定するとなっているが、計画としては岸和田市内全域を対象としたものになる。
・特に交通については、市街化区域だけでなく市街化調整区域についても路線バス等あるので、維持確保に向けて立地適正化計画に位置付けを行って施策を推進していきたいと思う。
- (高比良委員) ・輪島で水害に合われていたが、地滑り等土砂災害が山手はある可能性がある。そうならば輪島へ見に行ったが、多分街を捨てると思う。馳知事もそういったニュアンスの話をしていた。
・山手の地区で過疎化が進めば、どこかで線引きをして捨てるという風に考えているという事でいいのか。

(交通まちづくり課課長) ・ 岸和田市で今お住まいの方がその地域で住み続けていただきたいという風に考えているので、市街化調整区域であっても、後に議論いただく市街化調整区域における地区計画のガイドライン等、都市計画課及びその他関係部局と協力しながら市域全域を目配せし、市民生活を支えるような施策をしていきたいと思う。

・ 将来的に山手の地域に住むことができないという意味で立地適正化計画を策定しているものではない。

(久会長)

・ 議論に齟齬が生じている。コンパクトシティとは意味合いが少し違うと思う。コンパクトシティばかりが表に出ているが、コンパクトシティプラスネットワークもあるので、今住んでいる地域を捨てるのではなく、これからも居住しながら、誘導施設を一定のところに集め利便性をどのように確保するのかという事でネットワークが入ってくる。

・ 山から無理やり下りてきてくださいという事ではないので、ご理解いただければと思う。

(高比良委員)

・ 資料 12 ページのところで、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為は届出が必要であるが、現状逃れがある。

・ 本市では2戸ずつであれば、半年の間を開ければ、また2戸できる。2戸ずつであれば未来永劫増やし続けることが可能である。例えば堺市であれば2年開けないといけないので開発業者もきちんと届出をしている。

・ 現に本市の中で半年開けて2戸作るという逃れをしているのはたくさんあるので、半年の規制を長くするような制限をかけずに、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為での届出だけでは不十分ではないか。

(交通まちづくり課総担当)

・ 開発行為と今回の立地適正化計画とは別の制度ではございますが、関係するところもあるので関係課と協議しながら、そういった抜けをないように意識しながら制度の設定について努めていきたいと考えている。

(久会長)

・ 都市計画規制の難しいところかと思う。

・ 例えば、1万㎡以上という規制をかけると9999㎡というように規制にかからないようにする人は出てくるので、そこをどうするかとなると規制行政では厳しいと思う。

・ 他市ではもう少し厳しくしていると指摘がございましたので、開発指導の方にお話しただければと思う。

(高比良委員)

・ 資料 17 ページの大規模集客施設と産業支援拠点・地域企業コミュニティ拠点は民間企業になってくる。

・ 廃止をするときに30日前までの届出をしないといけないが、そこで廃止しないという交渉ができると考えているのか。今現状のところだけ入れているが、廃止することがないように別の場所へ誘致するような力はあるのか。

(交通まちづくり課課長)

・ 廃止する場合の届出の時に、具体的にそこに居てもらおうもしくは違う施設を誘致することは非常に難しい。

・ 制度を活用することによって、市民生活の利便性を確保する施設を維持していただける努力をしないといけない。

・ ご意見を参考に届出いただいた時にどうするか、実効性の部分を交通まちづくり課だけでなく全市的な課題になるので引き続き検討していきたい。

(久会長)

・ この辺りは医療行政の話とも連動するので、どうするかご検討いただければと思う。

・ 近畿大学医学部附属病院を泉ヶ丘に移転するが、その際にも現状立地している大阪

狭山市の市民からうちの病院はどうするのかという意見があった。

- エリアで病床数の制限があり、大阪狭山市と泉ヶ丘は同じエリアに該当するため同じ規模の病院は残すことができないが、近畿大学が中心となり、泉ヶ丘に移転する病院とは違う機能を持った 100 数十床の小さな病院を持ってくることを約束に移転する。これは交渉ごとになるが事例もあるので、大病院が逃げることになれば代替機能としてどうするかという話は医療行政の方で考えていただくことになるかと思う。

(高比良委員) • 人のつながりというところで、本市は流動人口が少ない。市内で引越しをする方が非常に多い地域にあるからこそ排他的である。

- 東岸和田のマンションのように都市型で隣室にだれが住んでいるかわからないというような思考をされているように思う。資料 34 ページに記載のある「人にやさしくふれあいがあり」というようなまちづくりは、都市型では難しいのではないのか。どのように作っていかれるのか。

(交通まちづくり課長) • 立地適正化計画の中では、都市機能誘導区域と誘導施設としており、都市的な印象を持たれるかと思いますが、私どもは岸和田市の特色である地域コミュニティの維持確保していくことが非常に重要であると思う。

- 交通施策についても、地域主体の生活交通の導入といった取り組みもございますので、地域コミュニティという近隣住民とのつながりを保って岸和田市のまちづくりに生かしていきたいと考えて、立地適正化計画を進めていきたいと思う。

(久会長) • 今デベロッパーがマンションを作る際に、1 階にコミュニティルームやコンシェルジュを置いて、コミュニティづくりをサポートしてくれるサービス付きマンションも売り出されているので、時代としてはそっちの方向を向いていると思う。

- そういったことを考えてくれるようなマンション業者にお願いできる仕掛けができたらいいと期待している。

(高比良委員) • 災害が起きたときハザードマップでは、南海線よりも山手に逃げてくださいますとされている。岡山町や三田町周辺に牛滝川が急カーブを描いている場所があり、川の氾濫の危険が非常にある。しかし、避難所というのは、山直北小学校や山直中学校など牛滝川を越えて避難しないとイケない。そのような地域も、居住誘導区域になっているが大丈夫なのか。

(交通まちづくり課長) • 当然災害リスクについては検討しなければならない事項でございますが、最も危険なレッドゾーンについては居住誘導区域から除外している。

- その他災害に関して検討しており、河川の近くになると家屋の倒壊等氾濫想定区域では倒壊のリスクがありますので、そのエリアについても居住誘導区域から除外している。

- その他要配慮者施設では、避難が困難な方がいると思うので、新たに設ける場合には災害リスクの周知活動を実行しようと考えている。

- 当然リスクに応じて居住誘導区域を設定しているが、全てのリスクをゼロにすることはなかなか難しいところもあるので、防災指針に則って災害リスクの低減を図りながら居住誘導区域に含まれるところもあるとご理解いただければと思う。

(久会長) • 他市でも非常にデリケートな話になっており、三重県の名張市で立地適正化計画を策定した際に、市街地の真ん中に流れている名張川がヘアピンに近い形で 180 度回っている場所があり、洗堀河岸浸食の危険性があるため居住誘導区域から除外した。しかし、河川整備が進んでおり、護岸を強くしているはずだから洗堀の危険性がある

か再調査することになり、大丈夫だったため居住誘導区域に含められたこともあった。

- そういう意味では最新のデータを用いながら、危険な部分は除外し、ある程度安全性の担保がある場所を含めていくという最終的な微調整をお願いできたらと思う。
- (石田委員)
- 資料 3 ページ目の課題整理のところで、前回の審議会が終わってからわかりやすくしてくださいとお願いしてだいぶ詳しく書いてくれているが、やはり初めて読む人からすればわかりにくい表現が多い。内容的には問題ない。
 - 例えば経済活動のところでいくと、事業所数が 20 年前と比べて減少しているところの 20 年前は何か意味があるのか。データの関係からか。
 - 問題点のところで、工業系事業所数が減少が続けば経済活動の低下が懸念されるという表現をしているが、上記の小売業の売上高や事業所数の減少も経済低下に結びつくと思う。細かく見ていくとそういったところが気になるので他のセッションと他のパーツ等のところも少し検討して分かりやすく理解できるようにしていただきたい。
 - 隣の矢印で表現されているところも、関係はよくわかるが、詳しくすぎて逆に難解かと思うのでわかりやすくしていただければと思う。
- (交通まちづくり課長)
- データの関係等もあるので次回の審議会にてご報告させていただく。
- (石田委員)
- 現況というところなので 20 年だと昔のように感じるので、10 年前や、5、6 年で比べられるのも一つかと思う。
- (交通まちづくり課長)
- はい。
- (久会長)
- 20 年前のデータを用いた根拠は何かという質問と考える。20 年前から減少傾向にあるのか。或いは徐々に減少しているのか。急激に減少しているのか。その辺のグラフを読み取りながら、根拠のあるような表現にすべきであると思う。
- (下村委員)
- 資料 15 ページのイラスト的に描かれている考え方をベースに、17 ページの都市機能誘導区域並びに誘導施設の内容が記載されたものになる。これが都市機能誘導区域と周辺の交通ネットワークの考え方になる。
 - 都市機能誘導区域の考え方が少し気になります。この拠点と書かれているところは、都市計画マスタープランに位置付けられている拠点がベースになっており、駅周辺を指定されるのは非常に論理的によく理解できます。
 - ただ、今回都市機能誘導施設の一覧が左側に載っているが、都市拠点の岸和田駅周辺が全て満足しており、これが本来の中心市街地になる。この都市拠点と呼ばれているのが、一番都市機能を誘導する地域であり、現行の施設配置状況を見ればストックマネジメントを興しながら義務化していき、機能を充実させていく拠点であることは理解できる。
 - 都市機能誘導区域に指定していると、誘導施設を充足していく必要がある。
 - 都市拠点以外の地域は、都市機能誘導区域の考え方は、現在都市施設があるところ以外の区域を各地域で拡充する事になっている為、都市機能誘導区域に指定していると、分散配置型の都市機能誘導区域となる可能性がある。
 - 都市機能誘導区域の中に公共的、広域的な施設を誘致し、区域内では車を利用しないウォーカブルなまちづくりをして、居住誘導区域から交通ネットワークで繋ぐような都市構造にする必要がある。
 - 都市中核地域の岸和田駅周辺や中央公園周辺に都市機能誘導区域があって、その他の拠点は、都市機能誘導施設が配置されているが、地域拠点であり、個々の特色のあ

る都市施設があり一部利用しながら、ネットワークで誘引アクセスする。ほかに記載のある地域拠点以外の生活拠点等も地域拠点であり、周辺地域から日常買回り品やコンビニエンスストア含めて誘致する地域の拠点であって、大きな拠点を整備していき現在の建物の保存、充実していく地域は中核のところ限定した方がいいのではと思う。

(久会長)

- 資料 17 ページはうまく整理していただいてわかりやすくなったかなと思う。一番下の行政施設を見ていただくと、5つ区域に市民センターを配置するというのが、市役所側の地域分けになっていると思う。
- 市民センターがある区域を、行政としても地域拠点として位置付けている。
- 下村先生のお話では、市民センターだけでは生活の利便性が確保できるという事ではないので、大規模な施設ではなくコンビニエンスストアや医院診療所は整備されないと、地域拠点として生活利便性が確保できないので、誘導施設だけの話ではなく、市全体としてそれぞれの地域拠点の生活の利便性をどう確保するかを考えてくださいという理解をした。
- すべての人がバスに乗って岸和田駅周辺に来なくても、それぞれの地域拠点で少しのことはできるような、小地域ネットワークを意識してほしいと思う。

(伊勢委員)

- 恐らく後日の議論になるかと思うが、目標指数を設定することになると思います。この計画の作る課題として人口密度の低下が言われており、居住誘導区域や都市機能誘導区域の目標人口密度はどれくらいになるのか。これまでの議論では1ヘクタール40人というのがずっと出てきているが。
- というのは、将来の人口があるわけですから、将来の人口を目標の人口密度で割ると、大体何ヘクタールのところに人が住んでもらわないと目標達成ができないとわかってくるかと思う。
- 今回設定している居住誘導区域や都市機能誘導区域の面積が広すぎると、目標を決めるときに達成できない目標になり、絵にかいたようなまちにすらならないような気もするので、後日とはいえ並行して検討しなくてはいけないような気もする。

(交通まちづくり課課長)

- 人口集中地域の基準があり、都市的な土地利用の基準として、1ヘクタール40人とお示しさせていただいている。
- 評価指標については、国でも議論がありどういった設定をするかはその辺を見ながらご報告させていただく。
- 岸和田市のあるべき姿を実現するために必要な指標の考え方もあるので、過度に安全な目標ではなく、都市計画マスタープランや総合計画の岸和田市の将来像を実現するという意味での目標設定を考えていきたい。

(伊勢委員)

- 私の指摘では人口密度と両方で検討いただければと思う。人口ビジョンで見ると将来的に財政が厳しくなっていくと市が数字で示されているので、逆に人口密度を今以上に高めていかないといけないと思う。
- 1ヘクタール40人は下水道でも採算ラインになり、ある種ギリギリな気もするので検討いただければと思う。
- 居住誘導区域の中に大規模造成地があるかと思いますが、安全性を確認したうえで指定しているのか。また、今後対策するのでしているのか。
- なぜかという、私が関わった立地適正化計画が、居住誘導区域内に大規模造成地があり安全上大丈夫かと指摘があり、そのスクリーニングを今しているところである。

(交通まちづくり課渋谷担当)・大規模盛土に関しては、居住誘導区域に含まれていると思う。

・関係課ともかかわってくるかと思うが、安全性に関して少し協議が必要かとおもうので、防災等と同じく少し調整して微修正含め検討していきたいと思う。

(久会長)

・先ほど名張の話がありましたが、名古屋の旧城下町でありもともと城郭があったところが少し小山になっており危ないという判断で除外した。しかし、パブリックコメントをした際に、三重県庁で開発指導されていた方が、開発許可を与えて土留めをしてしっかりいるのでそこは矛盾がないですかとご指摘があり、居住誘導区域に含めたという事があった。

・開発許可を与えているので、そこはしっかりと造成しているはずですが、もう一度安全性を再確認して、危ないのであれば外すこともあるのではという指摘になるので、開発指導部局と相談しながら考えていただければと思う。

・様々なご意見賜りましたので、反映できる部分はしっかりと反映いただいてより良いものにして次回以降ご報告いただければと思う。

2. 市街化調整区域における地区計画のガイドラインの見直しについて

市街化調整区域における地区計画のガイドラインの見直しについて、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

(久会長)

・事務局の説明を整理すると、本来市街化調整区域は開発を抑制する区域であるが、土地の地権者が集まってまちづくりの方向性を決め、地区計画を定めることにより開発を認めることができる。

・資料 2-2 は類型ごとに対象規模、立地基準や土地利用方針等が定められ、地区計画を定めることができる規模や立地等が示されており、これら類型の範囲内で地区計画を定めなければならないと理解いただきたい。

・建築物等に関する事項の主な変更箇所は容積率が 200%以下になり、建ぺい率も 60%以下になることで、大きな建築物を建築することは可能だが、20%以上緑地を設け、環境に調和させる方向性としている。

(下村委員)

・資料 2-2 で緑化率や緑被率の記載があるが、言葉の使い分けをしているか。

(十倉担当長)

・次回の都市計画審議会までに整理する。

(久会長)

・都市計画法に基づく言葉を用いるか、市独自の方針を記載するか検討が必要である。

3. 第 9 回線引き見直しについて

第 9 回線引き見直しについて、都市計画課より説明。

【質疑の概要】

(久会長)

・資料 3-1「岸和田市における区域区分（線引き）の変遷等」にこれまでの市街化区域編入されてきた面積が記載されている。他市に比べ、岸和田市はうまく市街化を抑制してきたと考える。岸和田市はコンパクトシティを目指して、都市計画規制を行ってきた経緯がある。人口減少時代ではあるが、最低限の区域を市街化区域編入していく提案であると考えている。

(高比良委員)

・摩湯地区について、和泉市から通り抜けできないと聞いたが、どのような計画か。

(十倉担当長)

・現状和泉市の唐国地区地区計画により、ピバホーム等の商業店舗が立地しており、都市計画道路泉州山手線に繋がる道路がある。それら一体的な土地利用を図る計画としている。

(高比良委員)

・準工業地域の区域は理解したが、北側の第一種住居地域の区域は東ヶ丘の住宅地と同

様の土地利用をするということか。

- (十倉担当長) ・第一種住居地域の指定している区域は現状ため池があり、土地利用計画がなく、大阪府と協議する中で、第一種住居地域の区域だけ市街化調整区域であると、穴抜けのような形になるため、土地利用計画はないものの、市街化区域編入することとなった。
- (高比良委員) ・第一種住居地域を指定し、池を埋めるということか。
- (十倉担当長) ・池を埋める計画ではない。
- (久会長) ・準工業地域の区域は土地利用し、ため池のところだけ市街化調整区域であると、そこだけが穴抜けのような形になる。穴抜けのような形にしないために市街化区域編入をするが、ため池であるため積極的に土地利用をしない考えである。
- (下村委員) ・準工業地域に隣接して第一種低層住居専用地域があるため、緩衝緑地等を設けるように地区計画を定める必要があると考える。
- (十倉担当長) ・第一種低層住居専用地域の東ヶ丘については、地盤が4～6m程度高低差があり、東ヶ丘の住宅地が高い地形になっている。ご指摘のとおり、緑地帯を地区施設として定める計画としているため、次回の本審議会で報告する予定である。
- (久会長) ・他いかがでしょうか。次回以降もより詳細な内容で議論したいと考える。

■その他

1. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

【質疑の概要】

- ・ライブ配信を実施しないことについて、賛成者多数により従来通りの公開とする。

次回開催候補日について、以下のとおりとし、併せて公開について了承を得た。

- ・次回開催候補日；令和6年11月21日(木)午後
- ・諮問案件；生産緑地地区の変更について
；特定生産緑地の指定について
- ・報告予定案件；立地適正化計画の策定について
；市街化調整区域における地区計画のガイドラインの見直しについて
；第9回線引き見直しについて